

八 戸 市 分 別 収 集 計 画

(第 11 期)

令和 7 年 7 月策定

八 戸 市

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分	2
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	3
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	3
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	4
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	4
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	4

1 計画策定の意義

本計画は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下、「法」という。）第8条に基づき策定するもので、一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進することにより、一般廃棄物の減量化や資源の有効活用を図り、循環型社会の実現を目指すものである。

2 基本的方向

分別収集の実施に当たっては、現行の収集、処理体制及び処理施設を使用して行うものとし、市の収集及び処理能力の範囲を超えるものに関しては、事業者の協力を得ながら行うものとする。

3 計画期間

本計画は、令和8年4月を始期とする5年間（令和8年度から令和12年度まで）を計画期間とし、3年ごと（令和10年度）に見直しを行うものとする。

4 対象品目

本計画では、容器包装廃棄物のうち、下表の10品目を対象とする。

【表1】対象品目と本計画において読み替える用語
＜分別基準適合物＞

対象品目			読み替える用語
①	主としてガラス製の容器（主としてほうけい酸ガラス製のもの及び乳白ガラス製のものを除く。）に係る物	無色	無色びん
②		茶色	茶色びん
③		上記以外	その他色びん
④	主として紙製の容器包装（主として段ボール製の容器包装及び飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。）を除く。）に係る物		紙製容器包装
⑤	主としてプラスチック製の容器包装であって、飲料又はしょうゆその他環境大臣が定める商品を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器に係る物		ペットボトル
⑥	主としてプラスチック製の容器包装（飲料又はしょうゆその他環境大臣が定める商品を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器を除く。）に係る物		プラスチック製容器包装

＜法第2条第6項指定物＞

対象品目		読み替える用語
⑦	主として鋼製の容器包装に係る物	スチール缶
⑧	主としてアルミニウム製の容器包装に係る物	アルミ缶
⑨	主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。）に係る物	紙パック
⑩	主として段ボール製の容器包装に係る物	段ボール

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)

本計画期間内の各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込みは、下表のとおりである。

【表2】容器包装廃棄物の排出量見込み (単位：t)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	11,366	11,303	11,180	11,085	10,991

(参考) 製品プラスチックの排出量見込み

製品プラスチック	1,332	1,324	1,309	1,299	1,288
----------	-------	-------	-------	-------	-------

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため、行政・事業者・市民がそれぞれの立場で適切に役割を分担し、相互に協力・連携を図りながら、以下の方策を実施する。

＜役 割＞ 行 政：循環型社会構築に向けた体制づくり

事業者：環境に配慮した事業活動の推進

市 民：環境に配慮したライフスタイルの推進

＜具体策＞ 行 政：①市民及び事業者への廃棄物減量意識の啓発活動（広報活動、環境教育）

②市庁舎等における率先的な排出抑制

③家庭ごみの有料収集

④ごみ情報の「見える化」の推進

⑤資源回収の推進

事業者：①過剰包装の自粛

②詰め替え商品・リターナブル容器等の積極的利用、販売促進

③再生資源の利用促進

④廃棄物の減量及び再利用に関する計画の作成

市 民：①過剰包装を断る、マイバッグ等の利用促進

②詰め替え製品・リターナブル容器等の積極的利用

③環境学習の場への積極的な参加

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び収集体制等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類及び収集に係る分別の区分を下表のとおりとする。

【表3】分別収集をするものとした容器包装廃棄物及び収集に係る分別の区分

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
無色びん	缶・びん・ペットボトル
茶色びん	
その他色びん	
ペットボトル	
スチール缶	
アルミ缶	
紙製容器包装	その他紙
段ボール	段ボール

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)

本計画期間内の各年度において得られる特定分別基準適合物の見込み量及び指定法人への引渡量和と市が独自に処理する量の内訳は、品目種別ごとに下表のとおりである。

【表4】 特定分別基準適合物ごとの見込み量及び引渡量和と独自処理量の内訳 (単位：t)

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
無色びん	91		90		89		89		88	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	91	0	90	0	89	0	89	0	88	0
茶色びん	201		199		198		196		194	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	201	0	199	0	198	0	196	0	194	0
その他色びん	596		591		586		581		576	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	596	0	591	0	586	0	581	0	576
紙製容器包装	324		322		319		316		314	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	324	0	322	0	319	0	316	0	314
ペットボトル	742		736		730		724		718	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	742	0	736	0	730	0	724	0	718	0

また、本計画期間内の各年度において得られる法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込み量は、品目種別ごとに下表のとおりである。

【表5】 主務省令で定める物の見込み量 (単位：t)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
スチール缶	189	187	186	184	182
アルミ缶	467	463	459	456	452
段ボール	979	971	963	955	947

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みについては、令和6年度における各種品目の中間処理施設（八戸地域広域市町村圏事務組合八戸リサイクルプラザ）における搬出量に人口変動率を乗じて算出する。

なお、人口変動率については、令和6年度を基準年度とし、はちのへ創生総合戦略（令和7年3月策定）における将来人口の推計の傾向を基に算出した。

【表6】 令和6年度 分別基準適合物搬出量 (単位：t)

	スチール缶	アルミ缶	無色びん	茶色びん	その他色びん	ペットボトル	段ボール	紙製容器包装
排出量	191.78	474.82	92.33	204.19	605.35	754.61	995.38	329.75

【表7】 推計人口及び人口変動率

	令和6年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
推計人口	215,747人 (対基準年度比)	212,252人 (対基準年度比)	210,504人 (対基準年度比)	208,757人 (対基準年度比)	207,009人 (対基準年度比)	205,262人 (対基準年度比)
人口変動率	100%	98.38%	97.57%	96.76%	95.95%	95.14%

※推計人口は、住民基本台帳における令和6年10月1日現在の行政区域内人口に人口変動率を乗じたもの。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して実施する。

なお、現在、団体による集団回収が進んでいる紙パック及びプラスチック製容器包装のペットボトルキャップについては、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)

市が分別収集する品目の収集運搬体制については下表のとおりとする。

収集容器については排出者が準備し、集積所については従来の集積所を利用するものとする。

また、選別・圧縮・梱包・保管については、八戸地域広域市町村圏事務組合が所管する中間処理施設（八戸リサイクルプラザ）で行うものとする。

【表8】収集運搬に供する施設の整備に関する事項

	収集分別区分	収集容器	収集車	備考
無色びん	缶・びん・ペットボトル	中身がわかる透明又は半透明な袋	パッカー車	収集は週1回の集積所収集 1つの収集容器に、6品目を混合して収集する
茶色びん				
その他色びん				
ペットボトル				
スチール缶				
アルミ缶				
紙製容器包装	その他紙	ひもで縛る	平ボティ車	収集は月2回の集積所収集
段ボール	段ボール	ひもで縛る	平ボティ車	収集は月2回の集積所収集

【表9】八戸リサイクルプラザの処理能力等

	選別・圧縮・梱包・保管に係る区分	処理能力	備考
無色びん 茶色びん その他色びん ペットボトル スチール缶 アルミ缶	資源化ライン	49 t / 5 時間	
紙製容器包装 段ボール	紙・布ライン	61 t / 5 時間	対象品目の他、新聞紙、雑誌、チラシ、古布を処理する

※紙・布ラインについては、令和9年度より八戸リサイクルプラザでの処理を中止し民間に委託する予定。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

①家庭ごみの適正排出の周知

容器包装廃棄物を含む、家庭ごみや資源物の適正排出と処理などを周知するため、全戸に「家庭ごみの分け方・出し方チラシ」を配布するほか、広報紙、ホームページなどで周知啓発を行う。

②ごみ減量推進員の配置

行政と地域住民のパイプ役として各町内にごみ減量推進員を配置し、地域ごとの現状を把握するとともに、分別排出の徹底と分別マナーの向上を図る。

③資源物集団回収活動の推進

町内会、子ども会、PTAなどの団体が行う資源物集団回収活動について助成することにより、再資源化の推進を図る。

④八戸市環境審議会の活用

容器包装廃棄物を含む、一般廃棄物の減量及び分別収集に関し、必要に応じて意見を求める。

⑤プラスチックの資源循環に関する検討

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行に伴い、プラスチック製容器包装及び製品プラスチックの分別収集及び再資源化の実施について、国内外の動向を注視しながら検討を行う。